

## 登録政治資金監査人の登録等に係る様式の改正について（案）

2019年5月1日に改元が行われることに伴い、政治資金適正化委員会が定める登録政治資金監査人の登録等に係る下記様式について、「平成」の元号が記載されている箇所を新元号に改めるほか、一部元号の記載を削除する。

### 【名簿関係】

- ・登録政治資金監査人名簿（別紙①）

### 【申請・届出関係】

- ・登録政治資金監査人登録申請書（別紙②）
- ・宣誓書（別紙③）
- ・登録政治資金監査人変更登録申請書（別紙④）
- ・登録政治資金監査人登録抹消申請書（別紙⑤）
- ・登録政治資金監査人登録抹消届出書（別紙⑥）
- ・登録政治資金監査人証票（亡失・損壊）届出書（別紙⑦）
- ・登録政治資金監査人証票再交付申請書（別紙⑧）

### 【通知関係】

- ・登録政治資金監査人登録通知書（別紙⑨）
- ・登録政治資金監査人登録拒否通知書（別紙⑩）
- ・登録政治資金監査人登録事項変更通知書（別紙⑪）
- ・登録政治資金監査人登録取消し通知書（別紙⑫）
- ・登録政治資金監査人登録抹消通知書（別紙⑬）
- ・登録政治資金監査人証票再交付通知書（別紙⑭）

委員限り

(表)

「別紙①」中の元号の記載を削除する

登録政治資金監査人名簿

資料B-1 別紙①

申請年月日	平成	年	月	日
登録番号	第			号
登録年月日	平成	年	月	日

登録政治資金監査人 証票の番号	第			号
登録の公告年月日	平成	年	月	日
研修修了年月日	平成	年	月	日

(ふりがな)		性別	男・女
氏名		生年月日	明・大・昭・平 年 月 日生
本籍			
住所	〒 TEL		
政治資金規正法第19条の18 第1項各号のいずれかに該当 する者である旨、その資格の 取得年月日及び資格番号	政治資金規正法第19条の18 第1項各号のいずれかに該当する者である旨		
	1. 弁護士                      2. 公認会計士                      3. 税理士		
	取得年月日		
	資格番号		

イ 弁護士法人、監査法人又は税理士法人の社員である場合

主たる事務所	名称	
	所在地	〒 TEL
従たる事務所	名称	
	所在地	〒 TEL

ロ イに掲げる場合以外の場合

事務所	名称	
	所在地	〒 TEL

登録取消し年月日	平成	年	月	日	登録取消し事由	
登録抹消年月日	平成	年	月	日	登録抹消事由	
登録抹消の公告年月日	平成	年	月	日	備考	



## 登録政治資金監査人登録申請書

収入印紙貼付欄

1万5千円

消印しないこと

「平成」を新元号に  
改める

平成

年 月 日

政治資金適正化委員会 殿

氏名  
(自署)

印

政治資金規正法第19条の20第1項の規定により、登録政治資金監査人の登録を、下記のとおり申請します。

## 記

ふりがな			性別	男 ・ 女	
氏名			生年月日	明 ・ 大 ・ 昭 ・ 平 年 月 日生	
本籍					
住所	〒				
	自宅Tel ( )	携帯Tel ( )	※携帯番号は任意記載		
政治資金規正法第19条の18第1項各号のいずれかに該当する者である旨、その資格の取得年月日及び資格番号	政治資金規正法第19条の18第1項各号のいずれかに該当する者である旨 (いずれかに○)		1. 弁護士	2. 公認会計士	3. 税理士
	取得年月日				
	資格番号				
イ 弁護士法人、監査法人又は税理士法人の社員である場合					
主たる事務所	名称				
	所在地	〒	TEL ( )		
従たる事務所	名称				
	所在地	〒	TEL ( )		
ロ イに掲げる場合以外の場合					
事務所	名称				
	所在地	〒	TEL ( )		

(添付書類)

政治資金規正法第19条の18第1項各号のいずれかに該当することを証する書面(申請の前3月以内に作成されたものに限る。)

住民票の写し(本籍(外国人の場合は国籍等)の記載のあるもので、申請の前3月以内に作成されたものに限る。また、個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの。)

政治資金規正法第19条の18第2項各号のいずれにも該当しない旨の宣誓書

申請者の写真2葉(無帽・無背景、タテ2.8cm、ヨコ2.4cm、撮影後3月以内のものに限る。裏面に氏名を記入。)

委員限り

資料B-1 別紙③

# 宣 誓 書

平成

年 月 日

政治資金適正化委員会 殿

「平成」を新元号に  
改める

住 所

氏 名

(自署)

印

私は、政治資金規正法第19条の18第2項各号のいずれにも該当する者でないことを誓います。

～参照～

## 政治資金規正法

(登録)

第19条の18 次の各号のいずれかに該当する者は、登録政治資金監査人名簿に、氏名、生年月日、住所その他総務省令で定める事項の登録を受けて、登録政治資金監査人となることができる。

- 一 弁護士
- 二 公認会計士
- 三 税理士

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない。

- 一 第26条の6又は第26条の7の罪を犯し刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることなく、なつた日から3年を経過しない者
- 二 第19条の22第1項の規定により登録を取り消され、その取消の日から3年を経過しない者
- 三 懲戒処分により、弁護士、公認会計士又は税理士の業務を停止された者で、現にその処分を受けているもの

委員限り

資料B-1 別紙④

# 登録政治資金監査人変更登録申請書

平成

年 月 日

政治資金適正化委員会 殿

「平成」を新元号に改める

任 所  
(変更後又は現在)

事務所  
所在地等  
(変更後又は現在)

(登録番号第

号)

登録政治資金  
監査人氏名  
(自署)

印

登録政治資金監査人名簿に登録を受けた事項に変更が生じたので、政治資金規正法第19条の21の規定により、変更の登録を、下記のとおり申請します。

## 記

登録事項	変更後の内容	変更前の内容	変更発生年月日
ふりがな			
氏名			平成 年 月 日
本籍			平成 年 月 日
住所	〒 ( ) TEL ( )	〒 ( ) TEL ( )	平成 年 月 日
政治資金規正法第19条の18第1項各号のいずれかに該当する者である旨、その資格の取得年月日及び資格番号	1. 弁護士 2. 公認会計士 3. 税理士 取得年月日 資格番号	1. 弁護士 2. 公認会計士 3. 税理士	平成 年 月 日 平成 年 月 日 平成 年 月 日
イ 弁護士法人、監査法人又は税理士法人の社員である場合			
主たる事務所	名称		平成 年 月 日
	所在地	〒 ( ) TEL ( )	平成 年 月 日
従たる事務所	名称		平成 年 月 日
	所在地	〒 ( ) TEL ( )	平成 年 月 日
ロ イに掲げる場合以外の場合			
事務所	名称		平成 年 月 日
	所在地	〒 ( ) TEL ( )	平成 年 月 日
変更の理由			

「変更発生年月日」欄の元号の記載を「平・●」に変更  
※●は新元号

(添付書類) 変更の事実を証する書類(イ又はロの変更の場合を除く。)

- (注) 1 「事務所の所在地等」には、法人の社員にあっては法人の名称及び所在地、法人の社員以外の者にあっては事務所の所在地を記載すること。  
2 変更があった事項のみ記載すること。

委員限り

資料B-1 別紙⑤

# 登録政治資金監査人登録抹消申請書

「平成」を新元号に  
改める

平成

年 月 日

政治資金適正化委員会 殿

住 所

事 務 所 の  
所 在 地 等

(登録番号第

号)

登録政治資金  
監査人氏名  
(自署)

㊞

政治資金規正法第19条の23第1項の規定により、登録政治資金監査人の登録の抹消を申請します。

(注)「事務所の所在地等」には、法人の社員にあっては法人の名称及び所在地、法人の社員以外の者にあっては事務所の所在地を記載すること。

# 登録政治資金監査人登録抹消届出書

「平成」を新元号に  
改める

平成

年 月 日

政治資金適正化委員会 殿

住 所

事 務 所 の  
所 在 地 等

(登録番号第

号)

登 録 政 治 資 金  
監 査 人 氏 名  
(自署)

印

当該箇所の元号の記載を  
「平成・●●」に変更  
※●●は新元号

法 定 代 理 人 又 は  
相 続 人 氏 名  
(自署)

印

登録政治資金監査人

は、

平成

年

月

日に

政治資金規正法第19条の18第1項各号のいずれにも  
該当しなくなったため、

政治資金規正法第19条の18第2項第1号又は第3号に  
該当するに至ったため、

政治資金規正法第19条の23  
第2項の規定により届け出ま  
す。

(注) 1 不要の文字は、抹消すること。

2 届出をする者が登録政治資金監査人の法定代理人又は相続人であるときは、そのことを証する書類を添付すること。

3 「事務所の所在地等」には、法人の社員にあっては法人の名称及び所在地、法人の社員以外の者にあっては事務所の所在地を記載すること。



委員限り

資料B-1 別紙⑦

# 登録政治資金監査人証票(亡失・損壊)届出書

「平成」を新元号に  
改める

平成

年 月 日

政治資金適正化委員会 殿

住 所

事 務 所 の  
所 在 地 等

(登録番号第

号

登録政治資金  
監査人氏名  
(自署)

印

登録政治資金監査人証票を 亡失・損壊 したので、政治資金規正法施行規則第29条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

登録政治資金監査人証票の番号

亡失・損壊 した年月日及び場所

亡失・損壊 した事由

その他参考となるべき事項

(注) 1 不要の文字は、抹消すること。

2 登録政治資金監査人証票を損壊したため当該届出書を提出するときは、損壊した登録政治資金監査人証票を添付して返還すること。

3 「事務所の所在地等」には、法人の社員にあっては法人の名称及び所在地、法人の社員以外の者にあっては事務所の所在地を記載すること。

委員限り

資料B-1 別紙⑧

# 登録政治資金監査人証票再交付申請書

「平成」を新元号に  
改める

平成

年 月 日

政治資金適正化委員会 殿

住 所

事 務 所 の  
所 在 地 等

(登録番号第

号)

登録政治資金  
監 査 人 氏 名  
(自署)

印

登録政治資金監査人証票を 亡失・損壊 したので、政治資金規正法施行規則第29条第2項の規定により、登録政治資金監査人証票の再交付を申請します。

(注) 1 不要の文字は、抹消すること。

2 「事務所の所在地等」には、法人の社員にあつては法人の名称及び所在地、法人の社員以外の者にあつては事務所の所在地を記載すること。

委員限り

資料B-1 別紙⑨

別紙⑨中の「平成」を  
新元号に改める

政 適 委 第 号  
平成 年 月 日

様

政治資金適正化委員会

印

委員長

## 登録政治資金監査人登録通知書

政治資金規正法第19条の20第2項の規定により、登録政治資金監査人名簿に登録しましたので、下記のとおり通知します。また、同条第3項の規定により、登録政治資金監査人証票を別添のとおり交付します。

記

氏 名	
生 年 月 日	明・大・昭・平 年 月 日生
住 所	
登 録 番 号	
登 録 年 月 日	平成 年 月 日

委員限り

資料B-1 別紙⑩

別紙⑩中の「平成」を  
新元号に改める

政 適 委 第 号

平成 年 月 日

様

政治資金適正化委員会

印

委員長

## 登録政治資金監査人登録拒否通知書

政治資金規正法第19条の20第2項の規定に基づき、下記の理由によって、

平成 年 月 日付で提出された登録政治資金監査人登録申請書による

貴殿の登録政治資金監査人の登録を拒否しましたので、同条第3項の規定に

より通知します。

記

( 理 由 )

委員限り

資料B-1 別紙⑪

「平成」を新元号に  
改める

政 適 委 第 号  
平成 年 月 日

様

政治資金適正化委員会  
委員長

印

# 登録政治資金監査人登録事項変更通知書

下記のとおり登録政治資金監査人名簿の登録事項を変更しましたので通知します。

記

登 録 番 号

登 録 政 治 資 金  
監 査 人 氏 名

変 更 事 項

変 更 後 の 内 容

変更の生じた年月日

委員限り

資料B-1 別紙⑫

「平成」を新元号に  
改める

政 適 委 第 号  
平成 年 月 日

様

政治資金適正化委員会

印

委員長

## 登録政治資金監査人登録取消し通知書

政治資金規正法第19条の22第1項の規定により、下記の理由によって、登録  
政治資金監査人の登録を取り消しましたので、同条第2項の規定により通知します。

記

登 録 番 号

氏 名

登録取消し年月日

取消しの理由

この処分不服がある場合は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、総務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。

また、この処分の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日から6か月以内に、国を被告として、〇〇裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日から6か月以内であっても、処分の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

委員限り

資料B-1 別紙⑬

「平成」を新元号に  
改める

政 適 委 第 号

平成 年 月 日

様

政治資金適正化委員会

委員長

印

## 登録政治資金監査人登録抹消通知書

政治資金規正法第19条の23第1項の規定により、登録政治資金監査人の登録を抹消しましたので、通知します。

記

登録番号

氏名

登録抹消年月日

抹消の理由

(注) 政治資金規正法第19条の25の規定により、登録政治資金監査人本人、その法定代理人又はその相続人は、遅滞なく、登録政治資金監査人証票を政治資金適正化委員会に返還しなければならないこと。

委員限り

資料B-1 別紙⑭

「平成」を新元号に  
改める

政 適 委 第 号  
平成 年 月 日

様

政治資金適正化委員会

印

委員長

## 登録政治資金監査人証票再交付通知書

登録政治資金監査人証票を再交付しますので、下記のとおり通知します。

記

登録政治資金監査人氏名	
登録番号	
新登録政治資金監査人証票番号	
再交付の事由	亡失 ・ 損壊 ・ 差し替え ・ 登録事項変更